

令和 5年 1月16日

清須市長 永田純夫様

清須市国民健康保険運営協議会

会長 河野ともえ

令和5年度清須市国民健康保険税の改正について（答申）

令和4年12月14日付け4清須保第389号で諮問のありましたことについて、本協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の税率・税額
原案どおり

区分	令和5年度国民健康保険税率		
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	6.19%	2.41%	2.35%
均等割額	25,800円	10,100円	12,200円
平等割額	18,400円	7,300円	5,900円

2 附帯意見

- ・被保険者の高齢化に伴う医療費の増加が続く中、税制改正はやむを得ないが、急激な負担増とならないよう、税改正を実施されたい。
- ・税負担の公平性や適正化を保つため、更なる収納率の向上並びに未申告者の解消及び軽減世帯の適正な賦課・収納事務に努められたい。
- ・特定健康診査・特定保健指導、歯科検診の受診率の向上など、継続的な疾病予防、重症化予防に取り組んでいくこと。また、後発医薬品の利用促進など事業課と連携し、医療費抑制に努められたい。